

第二回国会 厚生委员会 議 録 第十七号

昭和二十三年六月二十七日(日曜日)
午前十時五十一分開議

出席委員

- 委員長 山崎 岩男君
- 委員 有田 二郎君 中嶋 勝一君
- 田中 松月君 山崎 道子君
- 武田 キヨ君
- 大石 武君 近藤 鶴代君
- 福田 昌子君 松谷天光君
- 師岡 榮一君 小野 孝君
- 最上 英子君 野本 品吉君
- 松本 眞一君 磯原 亨君

出席政府委員

- 厚生政務次官 喜多権治郎君
- 厚生技官 三木 行治君
- 厚生技官 濱野規矩雄君

委員外の出席者

- 参議院議員 谷口彌三郎君
- 厚生技官 金井 進君
- 専門調査員 川井 章知君

六月二十六日

社会保険診療報酬支拂基金法案(内閣送付)(予附第二号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
連合審査会開会に関する件
予防接種法案(内閣提出、参議院送付)(第一七四号)
興行場法案(内閣提出、参議院送付)(第一八〇号)
公衆浴場法案(内閣提出、参議院送付)(第一八一号)
旅館業法案(内閣提出、参議院送付)(第一八二号)

優生保護法案(参議院提出、参議院送付)(参法第一号)

○山崎委員長 たいまより会議を開きます。旅館業法案、公衆浴場法案及び興行場法案を一括議題に供します。政府側より提案理由の説明を求めます。喜多政務次官。

旅館業法案

第一條 この法律は、旅館業に對して、公衆衛生の見地から必要な取締を行い、もつてその経営を公共の福祉に適合させることを目的とする。

第二條 この法律で「旅館業」とは、都道府県知事の許可を受けて、業としてホテル、旅館又は下宿を経営することをいう。

2 この法律で「ホテル」とは一日又は数日を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、都道府県知事の定めるホテルとしての基準に合うものをいう。

3 この法律で「旅館」とは、一日を単位とする宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる施設で、都道府県知事の定める旅館としての基準に合うものをいう。

4 この法律で「下宿」とは、一週以上の期間を単位とする宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる施設で、都道府県知事の定める下宿としての基準に合うものをいう。

第三條 人を宿泊させる営業を営むる者は、政令の定める手数料を納めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の営業の施設の設置場所又はその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるときは、同項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第四條 旅館業を営む者(営業者)といふ。以下同じ。)は、営業の施設について、換氣、採光、照明、防濕及び清潔、その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が條例で、これを定める。

第五條 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

一 宿泊しようとする者が傳染性の疾病にかかつていると明らかに認められるとき。

二 宿泊しようとする者がとぼくその他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。

三 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が條例で定める事由があるとき。

第六條 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、

職業その他の事項を記載し、当該官吏又は吏員の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

2 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

第七條 都道府県知事は、必要があるとき認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に、営業の施設に立ち入り、第四條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

3 当該吏員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第八條 都道府県知事は、営業者が、第四條第一項の規定に違反したときは、第三條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

第九條 都道府県知事は、前條の処分をしようとするときは、当該営業者又はその代理人の出頭を求め、公開による聴聞を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前條の処分の原因と認められる違反行為並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該営業者に通知しなければならない。

第十條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の規定に違反した者

二 第八條の規定による命令に違反した者

第十一條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金に処する。

一 第五條又は第六條第一項の規定に違反した者

二 第七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十二條 第六條第二項の規定に違反して同條第一項の事項を偽つて告げた者は、これを拘留又は科料に処する。

第十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第十條又は第十一條の規定に違反したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

第十四條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十五條 この法律施行の際、現に従前の命令の規定により営業の許可を受けて旅館業を営んでいる者は、それぞれ第三條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第一類第七号 厚生委員会議録 第十七号 昭和二十三年六月二十七日

第十六條 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに旅館営業又は下宿営業を営み、この法律施行の際現にこれを営んでいる者は、この法律施行の日から二月間は、第三條第一項の規定にかかわらず、引き続きこれを営むことができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府府縣知事にその旨を届け出なければならぬ。

3 前項の届出をした者は、それぞれ第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

公衆浴場法

第一條 この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用し、公衆を入浴させる施設をいう。

2 この法律で「浴場業」とは、都道府府縣知事の許可を受けて、業として公衆浴場を經營することをいう。

第二條 業として公衆浴場を經營しようとする者は、政令の定める手数料を納めて、都道府府縣知事の許可を受けなければならない。

2 都道府府縣知事は、公衆浴場の設置の場所又はその構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、前項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府府縣知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第三條 浴場業を営む者（營業者）と

いう。以下同じ。）は、公衆浴場について、換氣、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府府縣が條例で、これを定める。

第四條 營業者は傳染性の疾病にかかつている者と認められ、又は他の入浴者の入浴に支障を與える虞のある精神病者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府府縣知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

第五條 入浴者は公衆浴場において、浴室内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

2 營業者又は公衆浴場の管理者は、前項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。

第六條 都道府府縣知事は、必要があると認めるときは、營業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に公衆浴場に立ち入り第三條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 当該吏員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第七條 都道府府縣知事は、營業者が、

第三條第一項の規定に違反したときは、第二條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて營業の停止を命ずることができる。

2 都道府府縣知事が、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ当該營業者に、その処分の原因と認められる違反行為を文書をもつて通知し、当該營業者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

第八條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第二條第一項の規定に違反した者

二 前項第一項の規定による命令に違反した者

第九條 第六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第十條 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

は、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金又は科料を科する。

第十二條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十三條 この法律施行の際、現に從前の命令の規定により營業の許可を受け、又は營業の届出をして、浴場業を営んでいる者は、第二條第一項の許可を受けたものとみなす。

第十四條 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに浴場業を営み、この法律施行の際現に浴場業を営んでいる者は、この法律施行の日から、二月間は、第二條第一項の規定にかかわらず、引き続き浴場業を営むことができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府府縣知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の届出をした者は、第二條第一項の許可を受けたものとみなす。

興行場法

第二條 業として興行場を經營しようとする者は、政令の定める手数料を納めて、都道府府縣知事の許可を受けなければならない。

2 都道府府縣知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、前項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府府縣知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第三條 興行場営業を営む者（營業者）と

いう。以下同じ。）は、興行場について、換氣、照明、防濕及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府府縣が條例でこれを定める。

第四條 入場者は、興行場において、場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

2 營業者又は興行場の管理者は、前項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。

第五條 都道府府縣知事は、必要があると認めるときは、營業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に、興行場に立ち入り、第三條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 当該吏員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第六條 都道府縣知事は、營業者が

第三條第一項の規定に違反したときは、第二條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて營業の停止を命ずることができる。

第七條 都道府縣知事が前條の処分をしようとするときは、当該營業者又はその代理人の出頭を求め、公開による聴聞を行わなければならない。

2 都道府縣知事は、前條の処分の原因と認められる違反行為並びに聴聞の期間及び場所を、期日の一週間前までに、当該營業者に通知しなければならない。

第八條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。
一 第二條第一項の規定に違反した者
二 第六條の規定による命令に違反した者

第九條 第五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該官吏の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第十條 第四條第一項又は第二項の規定に違反した者は、これを拘留又は科料に処する。

第十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金又は科料を科する。

附則
第十二條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十三條 この法律施行の際、現に従前の命令の規定により營業の許可を受け、又は營業の届出をして、興行場營業を営んでゐる者は、第二條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第十四條 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに興行場營業を営み、この法律施行の際現に興行場營業を営んでゐる者は、この法律施行の日から二月間は、第二條第一項の規定にかかわらず、引き続き興行場營業を営むことができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府縣知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の届出をした者は、第二條第一項の許可を受けたものとみなす。

○喜多政府委員 たいま議題になりました旅館業法案、公衆浴場法案及び興行場法案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

從來、旅館、ホテル、下宿、アパート等の、いわゆる旅館業及び公衆浴場並びに映画館、劇場その他の興行場に対する取締りは、警察命令に基き、各都道府縣知事がこれを行つてまいつたのであります。それらの取締り指導の対象及び方法は、各都道府縣によつて一定してないために、取締りの徹底と指導の適正をはかることが困難

であつた実情であります。しかしながら、これら多數人の集合出入りする場所の衛生上の取締りは、公衆衛生の見地から輕視することができない問題でありますので、この際統一の基準を定めて、その徹底強化をはかるためこれらの法律案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上速やかに可決あらんことをお願いする次第であります。

○山崎委員 これより審査にはいります。質疑を許します。榊原委員。

○榊原(亨)委員 公衆浴場法案についてお尋ねしたいのであります。第四條に「營業者は傳染性の疾病にかかつてゐる者と認められ」とありますが、その「認められ」といふのは、しるうとの判断によつて認めるのでありますか。その点を承りたいと思ひます。

○三木(行)政府委員 御意見の通り、公衆浴場の経営者がその主観において認め得る疾病、こゝう次第であります。

○榊原(亨)委員 全國浴場連合会全國大会の宣言に、浴場の客の寄託物に対しては、保管監視の義務は課しても、重大な過失があつた場合の賠償責任を免除することを希望しておるのであります。その点はどんなふうにお考えになりますか。

○三木(行)政府委員 公衆浴場におきまする客の寄託物につきましては、商法の規定によりまして規定せられておるのでございまして、この法律案は公法規定でございまして、さういふ場合において商法上の問題として処理いたすべきものである、かように考え

○榊原(亨)委員 公衆浴場法案並びに興行場法案におきまして、客がいろいろ不潔なことをいたしましたりした場合に、營業者がこれを制止しなければならぬ。もし制止しない場合は処罰を受けるようになっておりますが、その制止というものは、具体的には、ただ口でもつて、そゝういふことをしてはいかぬといふことを場内で放送いたしますとかいふ形式的なことによろしいのでございませうか。

○三木(行)政府委員 御高見の通りでございまして、公衆浴場の例をとつて申し上げてみますと、これらの公衆浴場の経営者が、浴場内にそれらの注意を喚起いたします一般的な掲示をするという場合、及び入浴者が浴槽内におきましてあかをするというやうな場合には、それを制止するといふやうなやり方を次第でございませう。

○榊原(亨)委員 よろしゅうございませう。

○山崎委員 田中委員。

○田中(松)委員 たいま説明を承つたばかりでございませうから、あるいは調子はずれの質問になるかも知れませんが、その点をお含みの上お伺いしたいのであります。この「設備ですが、設備はこの條文だけではよくわかりませんが、たとえば上り湯といふものは、東京式のカランといふものが、蛇口から湯が出るようになっておる。あるいは、多少浴槽の湯が濁つておりましたら、上り湯を使えば十分からだを清めることが出来ますが、はずれの町にまゐりますと、小さい容れ物の中に申訳ばかりの上り湯が用意してある。それ

ればよろしいのでございませうが、どうかすると、よつれた湯桶を直接その上り湯の中に突つこんで、それを使う。それでは上り湯としての値打はまったくなくなつてしまふ。そゝういふ点について、たとえば東京式のカランを使わなければならないとかなるとか、そゝういふやうな面に対してはどうかいふお含みになつておりましたら、それを一つお伺いいたします。

○三木(行)政府委員 たいま御指摘になりました上り湯等の措置でございませうが、この公衆浴場法案におきましては、おおむね大綱を定めまして、具体的な衛生的な措置につきましては、第三條に規定いたしましたごとくに、都道府縣が條例でこれを定めるといふことになつておるのであります。

すなわちこれらの公衆浴場、旅館業、興行場等は、いずれも各地方々々の特色を有し、かつ経済事情等も異なつておりますので、各都道府縣の事情に即するやうな基準をきめていた

い、かように考へておるのでございませう。たいま御指摘になりましたやうな、たとえば上り湯がカランでない場合に、たゞ洗桶を突つこむといふことが、指導の面においてさういふことのないやうに、かつ措置の基準といたしまして、必ず汲出し桶を備へるといふことを條例において指示することになる次第でございませう。

○田中(松)委員 榊原委員の御質問に重複するかと思ひますが、衣料や下足を預けるということもやはり條例でなされるのですか、この点どうなりませうか。

○三木(行)政府委員 寄託物に關しましては、商法の規定によつてやつてい

私には一應もつともなように聞えるのでありますが、これに對しまして当局ではどのようにお考えでございませうか。距離の規定がないと、非常にまたいり／＼な問題が起るのではなからうかとも考えられますが、これに對してのお考えをお伺いしたいのでございませう。

○三木(行)政府委員 御指摘になりましては距離制限の問題でございませうが、これは浴場を經營いたしませう者にとりましては、非常に大きい問題であると思ひます。しかしながらこれらの浴場を經營いたしますにあたりましては、独占的なき方はなるべくこれを避けなければならぬのであつて、自由競争を本旨とする建前に相なつておるのであります。この点と實際にたゞいま御指摘になりました浴場經營の面との調整は、非常にむづかしい問題であると思はれるのであります。当局といたしましては第二條第三項によりまして、公衆浴場設置の場所は、公衆衛生上不適当であると認めるときは前項の許可を與へないことができるという規定がございませうので、一箇所に偏在いたしまして浴場があり、それにさらに浴場をつくらうといふ場合には、他の公衆衛生上必要な適当なところに建ててもらいたいというやうな点を強く話合ひまして、なるべく距離制限を實行していきたくと思はれる次第でございませう。

○山崎(道)委員 同じくこの陳情書の中に、料金定額制の点について、これをきめます場合には、せい／＼利用者と同関係官廳と浴場代表者と同一の立場にある委員会の決定に從うのであるから、この点は業者に一定額を強いてい

いというやうな條文がございませうが、これに對しましてはどういうやうに考へておいでになりますか。

○三木(行)政府委員 料金の問題につきましては、これは物價廳の所管でございませうが、料金が適当でないために、入浴の機会が少くなるということでは公衆衛生上問題でございませうので、われ／＼といたしましては常時これに重大なる関心を拂ひ、また物價廳とも事実上種々連絡協議をいたしておる次第でございませうが、今後それらの問題につきましては、十分關係當局とも緊密な連絡をもつて、適正な料金が定められますやうに努力をいたす所存でございませう。

○山崎委員 有田委員。○有田委員 旅館も興行場も浴場も大体同じであります。許可の問題で、特に旅館についてお尋ねしたのであります。

今まで旅館は警察が所管しておりましたときに、各警察署の保安係が旅館の監督をしておつたと思つたのであります。それで各地でいろいろ問題があつて、警察の保安係の警部補とか、主任の巡查部長とかいふ者に相當役得があつたのであります。それが今度は警察の手から厚生省の方の衛生部の所管になりましたが、その後もいろいろ問題がある。ちやうど種原委員が理髪業の問題について心配をされて、理髪業の法律についていろいろ御議論になつたと同じやうに、旅館についてもいろいろ地方的には問題が起ります。特に旅館の許可という面につきましては、都道府縣知事が許可するといふやうな簡単なやり方をいたしますと、名前は都道府縣知事でありませうが、實際にやる

のは衛生部の課の下の係のまだその下の属僚の二十二、三歳の若い何もわからぬやうな人がやるので、そこにいるいろいろの間違いが起つてくるのであります。そこでどういふものかの許可につきましては、委員会を設けて、少くともその地方の相當の名士を委員に迎へて、その委員会に諮つて、そして都道府縣知事がこれを許可するといふやうにすることが、私は最も民主的なやり方ではないか、またそれよりいふたやう方が官僚的善にならぬといふ方ではないかと考へるのであります。この点に對する政府の御所信を承りたいと思ひます。

○三木(行)政府委員 たゞいま御指摘になりました許可等に關連いたしまして最も至公平なる取扱いをなすやうに、政府の所信はどうかという御質疑であります。まことに私も同感いたしました。この法律案におきましても、不許可にするといふものにつきましては、第三條の規定によりまして理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならぬといふやうに、その不許可の根拠を明らかにすることにしまして、從來のごとく役所の一方的な自由裁量ではないのでありますので、それらの裁量につきましても十分に明らかにその根拠を示すといふ措置を講じておられます。また御指摘になりました委員会につきましても、多数の府縣におきましては、すでに委員会をもつておるのであります。この法律を施行いたしますにあたりましては、せひとも

さやうな委員会においてガラス張りの中で、論議してきめるということにやらしめるやうに嚴重通牒をいたす所存

であります。

○有田委員 しかばこの法案の中に、どういふ委員会の條項をわれ／＼が修正を入れて入れるといふ場合におきましては、政府として御異存ないものと認めていいのでありますか。

○三木(行)政府委員 たゞいまの御発言に相なりました委員会の制度をこの中に入れるといふ問題でございませうが、これは旅館組合といふやうな組合もすでにございませうし、また法律にはよりませんけれども、委員会というものはもつてに大部分の縣でやつており、また今後通牒によりまして、注意をしいこうと考へておりますので、御趣旨に對しましては、結構ではあると思ひますが、たゞいま法律に記載いたさなくても、運用の面におきまして十分御期待に副い得るやうに、やり得る自信がある次第でございませう。さやう御了承をいたしたいと思ひます。

○有田委員 この問題につきましては、いづれ各派とも相談をして決定をいたしたいと思つたのであります。法律に書かなくとも、通達の方法によつてできるといふやうな御意見として拜聴いたしておきませうが、とにかくはり警察の公安委員のやうな制度を設けるといふこともどうかと考へられるわけでありませう。この点はいづれ相談をいたしたいと思つております。それから第三條第二項の中の、大体この法律外のこととは都道府縣において條例を設けてこれを定めるのでありますか。

準につきましては都道府縣の條例に譲るといふ措置を講じてあるわけでありませう。しかしながらこれらの委任を受けなくとも、都道府縣の現地の事情に即する條例をつくるということも當然できることではありますから、そのやうな方法でやつていきたくと思はれる次第であります。

○有田委員 省令をもつておやりになるのですか。

○三木(行)政府委員 一應この法律を施行いたしますには、施行省令というものが必要でございませうので、省令をもつてやる次第でございませう。しかしながら地方に重大なる影響のある問題、殊にそれらが地方的な問題であるといふやうなものにつきましては、條例をもつてやつていく方針でございませう。

○有田委員 第六條の中に、營業の施設に立ち入りといふ言葉があります。が、立ち入りといふのは臨検と同じやうな何か封鎖的な感じがいたします。新憲法の趣旨に反するやうな感じがするのであります。營業の施設を調査し、第三條第一項の規定による措置の實施の状況を検査させることができる。といふやうに、立ち入りを營業の施設を調査しと改めてはどうかと思ひますが、政府の御所信を伺いたい。

○三木(行)政府委員 第六條の營業の施設に立ち入りといふ字句を施設を調査しといふやうに修正したらどうかという御意見であります。これは從來の規定におきまして臨検といふ言葉を使つておりましたのがあまり適切でないといふので、現在におきましてはいゆる職權に關する規定におきましては立ち入りといふ用語を使つておるの

でありまして、私もその用語例に従つた次第でございます。ただいま有田委員の御指摘になりました調査という場合におきましては、その施設の中にはいつて見せようという意味よりも、もつと廣範圍な異つた意味を示すように考えられるのでございまして、十分調査するということ、非常に入念な調査を意味するという場合におきましては、かえつて立ち入りというよりもつと強い表現になるのではないかとこのことを心配いたす次第であります。

○有田委員 この立ち入りの問題は、前国会におきまして災害救助法のとくに当委員会において非常な問題になつたのであります。そして立ち入りということについて、結局附帯決議をつけて無事に収まつたのであります。災害救助法において立ち入りは問題になつたのであります。また他の委員会においても立ち入りは新憲法の精神に反するといふ建前から問題になつたのであります。従いまして立ち入りという言葉を使はなくても、臨検立ち入りとかいふ旧憲法を連想させる言葉を使わないで、もつとよい方法はな

いか、かように考えるのであります。営業の施設を調査しても十分目的を達する。あるいは調査よりよい言葉があればお考え願ひたいと思ひます。立ち入りという言葉は営業者に対して非常な不安の感じを興えんと考へるのであります。同時に新憲法の精神にも違反するのであります。また当委員会だけでなく、他の委員会においても立ち入りの言葉については問題になつております。われわれ民自由党の役員会においても、立ち入りという言葉について

ては非常に嚴重に言われている條項であります。こゝに強い言葉でない、また地方の役人が職権を濫用しない、あるいは封建的な考へをしない、意味合いになるような言葉に改めていただきたい、かように考へるのであります。次の委員会までにお考え願ひたいと思ひます。

さらに浴場と浴場の距離の問題についてであります。これについて当局はどういう考へをもつておられますか。これについては人口の稠密なところ、あるいは細民街、さらにはまた人口のそ

う稠密でないところ、こゝに三つくらいに分けて御説明願ひたい。

○三木(行)政府委員 距離制限の問題につきましては、浴場の経営者の側から、また公衆衛生の立場からいたしましても重要な問題でありまして、先ほど山崎委員の御質疑に御答へいたした次第であります。要しますに地方の都道府県知事は公衆浴場の設置場所、またその構造が不適当と認めるときは、前項の許可を興えないことができるといふ第二條第二項の規定があるのであります。この設置の場所と規定があるのであります。これによつて公衆衛生上適正配置が当然必要になつてくるのではないかと、従いまして密集した所へさらに公衆浴場ができるというのとよりも、人口に対して非常に少ない所へ設置いたすことが、公衆衛生上非常に必要であると認められる次第であります。さういふ場合においては都道府県知事が公衆衛生上適當なる地域に設置してもらいたいという指示をしていただきたたい、かように考へておるのであります。人口の稀薄な場合あるいは非常に密な場合、それ

の特色に従ひまして都道府県知事にきめていただきたたい、かように考へておる次第であります。

○有田委員 都道府県知事が特例を出すということについては異存がないのであります。大体のところ人口に対していくらという基本的なものは、政府として考へがあるらうと思ひますが、さういふものに対しては何ら考へていないのであります。

○三木(行)政府委員 今日大都市においては、人口七千につきまして一箇所という状態でありまして、われわれといたしましては少くとも三千について一箇所くらいあつてもいいのじやないか、かように考へております。

○有田委員 さらに御願ひいたしたいことはこれらの法案に対する省令の問題であります。できないことを省令でおきめになつては困るのであります。一例をあげますと電車の定員というのがあります。私の選出区である大阪の京阪電車の沿線である宮古島の警察でありましたか、どこかの警察であつたか、その外勤長が自分の部下をつたてたところを思ふようにいかなかつたといふところが、慎重をもち、途中で電車をとめて、定員を調べて定員以上乗つておる者を全部おろした。それ以来京阪電車も恐れをなしてその警察から言つてきたことを全部聴いて、それ以来は問題は起らなかつたといふような例がある。それからまた省令に

おいていろいろ問題があります。結局旅館の許可にいたしまして、省令であまり過酷なことをきめておくと、結局係りが役得をやるといふことになつたので、今までの旅館の許可権が各

警察にあつた当時においては、警察の旅館の係りというものは役得があつてよかつたといふことは、各地の警察に例があるのであります。どうぞ省令をおつくりになるときによく考へになつて、敗戦後日本に新憲法が布かれて民主的になつたとは言ひましても、まだ封建的でありまして、さういふ省令があると省令によつていろいろ問題が起る、さういふことも考へ併せて、省令をおつくりになるときに十分考へになつていただきたたいと思ひます。政府の御所信を承りたくと思ひます。

○三木(行)政府委員 まつたく同感であります。守らないような省令をつくるということとは適當ではございませぬので、その点につきましては十分注意をいたしたいと存するのであります。なおわれわれもいたしましては、公衆浴場等につきましても、それらの資材等の入手、配給という面につきましても十分に留意いたしまして、なるべく公衆衛生上の要求を満しますように、その面においても努力をいたしてまいり所存でございます。併せて附け加えておく次第であります。

○山崎委員 他に御質疑の方はございませぬか。それではただいま議題となつております三法案につきまして、治安及び地方制度委員会より連合審査会開催を要求されておりますので、本委員会におきましても連合審査会を開くことにいたしたいと存じます。が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○山崎委員 御異議がなければさよう決定いたします。なお日時及び場所については委員長に御一任願ひます。

この点について御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○山崎委員 さよう決定いたしました。

次に予防接種法案を議題に供します。審査に入ります。榎原委員。

○榎原委員 予防接種法案についてお尋ねいたしたいと思ひるのであります。この種の法案は日本以外に外國にございませぬか。

○濱野政府委員 お答へ申します。この法案以外に私も調べてみました。が、あまり見あたりませんでした。

○榎原委員 國家の現状としてはこれはもつともだと思われまふけれども、諸外國にいたらない法案でございまして、法律をもつて強制しなければならぬほど、わが國の衛生が劣つておるからさういふ法案をお出しになつたのでございませぬか。それとも諸外國よりもさらに進んだ意味において衛生を徹底するといふ意味においてお出しになつたのでございませぬか。その点を承りたくと思ひます。

○濱野政府委員 提案理由にもございまして、日本の傳染病は終戦後きわめてひどいものであります。しかも進駐軍の援助その他によりまして急速に減りまして、昨年の水害におきましては、みながびつくりするくらい傳染病も出なかつたのです。この大半の効果は予防接種に負うところをきわめて大きいことと、日本國民の優秀性を云々される大きな問題が、外國においても言われております。なお結核の免疫はわが國において先立いたしました。非常な効果をおげてまいりました。そん

なようないろ／＼な関係で、各國に範
を垂れる意味におきましてこの法案を
設けまして、私たち一層この種の病氣
を急速に減らしていきたい、こういう
趣旨におきまして提案いたしました次第で
あります。

○神原(亨)委員 この法案が実施せら
れまして、わが國の保健衛生といふも
のが非常に進歩発達いたしました、か
かる法律をもつて律せなくても、國民
が自発的にこれらの予防注射を受け
て、衛生の面に自発的な生活を送ると
いう時代になりましたならば、この法
は廃止されるという見込みでございま
すか。

○濱野政府委員 そういふ時代が一日
も早くまいりますことを、私たちは念
願いたしておるものでございます。

○神原(亨)委員 第十四條の結核の予
防接種でございまして、生後六箇月
以内にやりますと、三十歳以後におい
てやらなくてもよいことになつておる
のでございまして、三十歳以後にやら
ないという理由をお知らせ願いたい。

○濱野政府委員 この結核は御承知の
通り、この年齢階層に多いのでありま
す。これをやりますにはまずツベルク
リン反應をいたしまして、陽性なりや
否やはつきりきめて、陰性なものに
注射してまいります。大体三十歳くら
いまでのところが日本では感染いたしま
すが、三十過ぎて感染する人も多少あ
ります、これは今神原委員からお話が
ございましたが、自発的に自分で守つ
ていただきたい。その間に教育もでき
ます、一種の特殊性の体質をもつて
おりますので、十分自発的予防してい
ただきたい。こちら法律はございま
せんが、勧誘してその人の生命を守り

たい、こういう所信でございまして。
○神原(亨)委員 B・C・Gの予防注
射を行つておるうちには、なるほど結
核の予防におきまして偉大なる効果が
あるのでございしますが、そういう注
射を続けられておまして、途中中絶いた
しました場合に、その後結核感染の機
会がございまして、急に重症の結核を
起すといふことが、學者の中にも言わ
れておるのでございしますが、この関係
を御存じでこの法案をおつくりになり
ましたか。

○濱野政府委員 たいまお示しの、
B・C・Gをしまして、それから陽轉
しないうちに中止しまして、その後
かかつたときに非常に悪化するといふ
話をよく人から聞きます。この点につ
きましては、御承知のように長興先生
を委員長としまして、昭和十三年以來
極力いろ／＼研究いたしました。また
昭和十八年以來、結核予防会が中心に
なりまして、あらゆる角度から研究いた
してまいりました、私たちのたいたいま
までには調べました範囲内におきましては、
その心配はないと考えております。ま
して今度この法律を出してまいりませ
ぬで、一層その点につきましては慎重
にいたしまして、ツベルクリン皮内反
應の出方をよく調べてまいりませぬで
クリンのリツカーが非常にまわ／＼で
ありまして、政府は予防衛生研究所を
中心として、このリツカーの検定まで
いたしました、そうしてそういうこと
の間違いの起らないように極力努力し
たい、こういう意味でB・C・Gだけ
は一年延期をいたしまして、その間に
十分そういう問題の起らないように、
大体ツベルクリンのリツカーがまわ／＼
ちであるためにそういう間違いが起き

たやにも存せられますので、こういう
点には特に検定をいたしまして、再びそ
ういふ問題があるような心配のないよ
うに、十分努力していきたいと思つて
おります。

○神原(亨)委員 私の質問の要点をあ
るいは間違つてお聞きだすつたのだ
と思つておりますが、陽轉いかんじ
にかかわらず、今まで予防接種をしてお
りました間はいいのでありますが、そ
れをやめた後に結核感染の機会が起
るといふ事実についてお尋ねいたした
のでございまして。

○濱野政府委員 B・C・Gをやつた
ために重症の結核になるかという御趣
旨でございまして。

○神原(亨)委員 B・C・Gをやつと
やつていまして、やつておるうちにな
るほどいいのでありますが、ところが
B・C・Gをやめて一年なり二年な
り三年なり経ちましたときに、そこで
結核にうつりますと、今度は反対に非常
に重症な状態になつてくるという事実
があると言われておるのであります。

これは主として東北帝大の大里教授の
御意見を直接私承つたのでございませ
んが、そういうことがもしございませ
ぬと、ここで三十歳に至るまでと法律で
きめておいて、それから後は任意とい
うことになりまして、中にはやめる者
ができるのであります。そうすると、三
十歳まではなるほど結核に罹りません
けれども、三十歳でやめて注射をしな
いと、急に今度は重症の結核が起つて
くるような疑いがあるのではないかと
いうようなことを私疑問にしておりま
すので、お聞きしたわけでありませ
ぬ。○濱野政府委員 私も大里教授からそ

ういふお話しを聴きまして、またいろ
いろB・C・G研究の方々にも御意見
を聴いておりましたが、これをすつとつ
つこんでいろ／＼研究をしておられま
すたかさんの方々はそれを否定してお
られますので、私たちがその点をとり
たいと思つております。

○神原(亨)委員 その否定されたとい
う具体的な研究、あるいは研究報告が
ございませぬか。

○濱野政府委員 これは委員会の中で
いろ／＼と話がありまして、公表はさ
れておりませんが、問題に取上げてお
らぬといふことで御承知お願いた
いと思つております。

○神原(亨)委員 第十九條の記録のこ
とでございまして、具体的にどうい
うふうに記録をおとりになるおつもり
でありますか。たとえて申し上げませ
ぬと、今まで種痘だけでございませぬ
戸籍のところをどういふしつけ
るといふことで済んだのでございま
す。ところが、かくのごとくたくさん予防注
射になりました、記録をつくるというこ
とになりますと、非常に膨大なこと
なると思つておられますが、何か戸籍
につけるとか、具体的な方法をどう
いふふうにお考えになつておられますか。

○濱野政府委員 御指摘の通り、相当
いろ／＼の注射を受けますので、煩鎖
になると思つておられます。同時にまた、大権
接種してから一週間くらいに記録をつ
けるのでありますから、そういう台帳
をあと役場へしまつておく、そういう
ものをきめてまいるのであります。ま
本人には予防接種通帳をもたせたい
のじやないか。それも強い新しく
つくる必要もないし、また母子手帳あ
たり一部流用できればいいのじやない
かと考えておられますが、ただいまとし

ては、私たちが、小さいカードをつ
つて、それにつけさせていつたら一番
いいのじやないかというふうに考
へておられます。

○神原(亨)委員 そういたしますと、
この記録は戸籍とは別に關係をもた
ないことになりまして、そこに住んで
おります住民の人が、はたして全部し
たかどうかといふようなことはわから
なくなるおそれがあるのじやないかと
思つておられますが、その連関はどん
なふうにおつつけになるうとするのであ
りますか。

○濱野政府委員 これは、注射をし
す前に一應住民側の名前を取上げま
して、そこで台帳をつくりまして、注射
してどん／＼記入してまいることに
いたします。従つて、そこで注射を受け
た人は、証明をもつておつて、その人
がほかへ行つたときには、すでに済ん
でおる、こういうことを示すことがで
きると思つておられます。大体その形に進ん
でいきたいと思つておられます。

○神原(亨)委員 そうすると、寄留の
届か何かあるものについてお調べにな
りまして、そうして大体どこにはだれ
がおる、かれがおるといふことをきめ
て、そうしてほかからやつてきたもの
はその通帳を示した者だけにはやら
ない。そういうことでおやりになるつ
りでございませぬか。

○濱野政府委員 大体そういうこと
で、なるだけ煩鎖にならないようにや
つていきたいと思つておられます。
○神原(亨)委員 在來の予防接種にお
きまして、たとえば種痘にいたしまし
ても、その他の臨時の予防接種におき
まして、たとえて申しますと、小学
校において行われておるような実情を

見ますと、相当混雑を来しておるの
あります。たとえて申しますと、皮膚
を消毒いたしますために、消毒の薬を
塗りましても、まだ乾かないうちにま
たやるといふようなおとがめを受けた
こともあるのではありませんが、相当混雑
するのであります。結核の予防注射
を行うということになりまして、ツペ
ルクリンの反應を一度見て、そうして
またその結果によつてやるといふこと
になり、それを毎年々々やるといふこ
とになるのではありませんが、これは非常
なことになると思ふのであります。そ
れを具体的に実施する保健婦とか、
あるいはその地方に住んでおられます医
師とか、あるいは保健所のお医者さん
だけではななく、うまくいかないので
はないかというところを實際の面から考
えるのでございますが、その点に関し
て何かうまいお考えをおもちでござい
ますし、承りたいと思ひます。

○濱野政府委員 いま御指摘の通り、
ながくこれはいざ実施のときになり
まして問題になると思ひますが、あま
りたくさんの人を少数の人で注射する
ことは間違ひの起る点が往々あります。
これはある一定の技術をもちまして、そ
れからある一定の時間に、同時にそれ
だけのことが出来るように、あらかじめ
め十分市町村で考えでもらひまして、
間違ひの起らぬようにいたしてもら
う。これに對しましては、特にB・
C・Gの注射はなか／＼技術も要しま
すので、一層保健所を中心としたしま
して、よく御傳授申し上げまして、遺
漏のないようにしていきたいと思ひま
す。

○榊原(幸)委員 B・C・Gを受けら
れる方の人数と、これに従事し得る人

○榊原(幸)委員 第二十七條に、
「但し、第十三條、第十四條、第二十九條
及び第三十條の規定施行の期日は、政
令でこれを定める」とありますが、大
体お見込は、どんなふうにおきめにな
るおつもりでありますか。

○濱野政府委員 お答え申し上げます。
す。ただいま申し上げました普通の注
射は、この七月一日から実施したいと
思つておられますが、百日せきのワクチ
ンはきつめて重大なものである。それ
から結核のB・C・Gは、先ほど申し
ましたようによく検定をいたす。そり
いうものを整備いたします関係上、約
一箇年間延ばして、六月三十日、ど
うかこの日までに十分準備して間違ひの
起らぬように努力していきたいと思つ
ておられます。

○榊原(幸)委員 そういたしますと、
B・C・Gにつきましては、一箇年経
ちますれば乾燥のワクチンが全部でき
るお見込でありますか。

○濱野政府委員 一箇年経ちますと、
約三千万人以上のワクチンが十分でき
ます。乾燥できないとしても検定で
きませんから、乾燥いたしましたして間違
ひのないようにしていきたいと思ひま
す。

○榊原(幸)委員 ありがとうございま
した。

○有田委員 予防接種につきまして
は、榊原委員が言われたように、私ど
もまことに賛成でありまして、非常
に結構なことだと思ふのであります
が、こんなに通にはたしてできる
か、今榊原委員も御心配のように、私
どもも非常に心配であります。また山

○榊原(幸)委員 御期待に副うように努力い
たしたいと存じます。

○榊原(幸)委員 第二十七條に、
「但し、第十三條、第十四條、第二十九條
及び第三十條の規定施行の期日は、政
令でこれを定める」とありますが、大
体お見込は、どんなふうにおきめにな
るおつもりでありますか。

○濱野政府委員 お答え申し上げます。
す。ただいま申し上げました普通の注
射は、この七月一日から実施したいと
思つておられますが、百日せきのワクチ
ンはきつめて重大なものである。それ
から結核のB・C・Gは、先ほど申し
ましたようによく検定をいたす。そり
いうものを整備いたします関係上、約
一箇年間延ばして、六月三十日、ど
うかこの日までに十分準備して間違ひの
起らぬように努力していきたいと思つ
ておられます。

○榊原(幸)委員 そういたしますと、
B・C・Gにつきましては、一箇年経
ちますれば乾燥のワクチンが全部でき
るお見込でありますか。

○濱野政府委員 一箇年経ちますと、
約三千万人以上のワクチンが十分でき
ます。乾燥できないとしても検定で
きませんから、乾燥いたしましたして間違
ひのないようにしていきたいと思ひま
す。

○榊原(幸)委員 ありがとうございま
した。

○有田委員 予防接種につきまして
は、榊原委員が言われたように、私ど
もまことに賛成でありまして、非常
に結構なことだと思ふのであります
が、こんなに通にはたしてできる
か、今榊原委員も御心配のように、私
どもも非常に心配であります。また山

○榊原(幸)委員 御期待に副うように努力い
たしたいと存じます。

○榊原(幸)委員 第二十七條に、
「但し、第十三條、第十四條、第二十九條
及び第三十條の規定施行の期日は、政
令でこれを定める」とありますが、大
体お見込は、どんなふうにおきめにな
るおつもりでありますか。

○濱野政府委員 お答え申し上げます。
す。ただいま申し上げました普通の注
射は、この七月一日から実施したいと
思つておられますが、百日せきのワクチ
ンはきつめて重大なものである。それ
から結核のB・C・Gは、先ほど申し
ましたようによく検定をいたす。そり
いうものを整備いたします関係上、約
一箇年間延ばして、六月三十日、ど
うかこの日までに十分準備して間違ひの
起らぬように努力していきたいと思つ
ておられます。

○榊原(幸)委員 そういたしますと、
B・C・Gにつきましては、一箇年経
ちますれば乾燥のワクチンが全部でき
るお見込でありますか。

○濱野政府委員 一箇年経ちますと、
約三千万人以上のワクチンが十分でき
ます。乾燥できないとしても検定で
きませんから、乾燥いたしましたして間違
ひのないようにしていきたいと思ひま
す。

○榊原(幸)委員 ありがとうございま
した。

う気持ちもありますが、一方検定を厳重にいたしまして、効力のない注射は絶対させなくて、した以上は必ず効力があることがつきりしております。その注射を注射してまいります。そんな関係で、若干仰せのごとき問題については不可能な点もありますので、考えさせられておつたのであります。また昨年腸チフス、パラチフスの注射を実施いたしました、各縣の様子を見ても、ほとんど一〇〇%注射をいたしまして、非常なる成績をあげたのであります。縣の當事者に会いまして、その強制的でなく、あらゆる機関が動員されまして、氣持よく注射しまして、自分では九十八、九パーセントまでいつておる。その會議に出しましては、かゝる縣が六〇%、七〇%というものがあつたが、自分だけは九十何パーセントいつておるといふわけで、疑問なく実施せられております。そういう実施いたしました縣が、各縣とも実施してまいりますこと、一番國民のためになることと存じまして、かゝのごとく法律の最後を結んだ次第でございます。

○有田委員 私に素人でよくわからぬのであります。この腸チフスなんかも、場所によつて非常に蔓延する所と、あまり蔓延しない所とあるのではありません。またその他の病氣についても、非常に蔓延する所と、蔓延しない所とがあるが、その点を伺いたいと思つております。

○濱野政府委員 この腸チフスの大半の問題は、糞便の中にチフス菌があり、また尿の中に出てきますものが、一番の原因になるのでございます。このところをうまく始末をつけますれば、心配がないのであります。地方におきましても、糞便の始末が悪いとか、またそういう習慣によりまして、割合むぞうさにしておりますとか、こういうところだ、この傳播が多いのであります。なお私たちがこのごろ特に考えさせられたのは、はえなどの駆除を徹底的にいたすことです。また水道の中にぶんとおのする、塩素が相当濃厚にはいつておるのがあるが、あつた水道の水ならば、赤痢、チフス菌が三十秒以内で死滅するのであります。そういうふうにならなければ、若干そういうことが非衛生的な所におきましては、多いように存じます。また早くその保菌者をつかまえてしまふれば、始末がつくのであります。保菌者をつかまえないとき、若干傳播するのではないかと思つております。

○有田委員 この予防接種のことは、いすれ専門的に福田委員から御質問があると思つてありますが、かえつて注射するために悪くなるというふうなからだの人もあると思つております。これらについては、どういふふうな考へられておりますか。

○濱野政府委員 そういふ症状のあります方には、医者の診断書をもらいます。それを保健所長が認めるときには、これをしないことになつております。

○有田委員 やはりこの法律を出して、一遍に全部これをおやりになる、かような御方針でありますか。

○濱野政府委員 この法律を出して、

即座にされますのが、痘そうとジフテリア、腸チフスが施行されることになつております。痘そうは御承知の通り、昔からみんな私たちが子供の時代からやつてまいりました。腸チフスはお手もとに資料がございますが、昨年六五%くらいまで施行されました。昨年は三回注射でありまして、昨年されました六五%の方は、今年一回でよい。あとの残つた人が三回されればよいことになつております。それからジフテリアは、一昨年から実施してあります。たいへんいい成績をあげてあります。この痘そうとジフテリア、腸チフス、腸チフスと申しますが、これは同じ箱の中にはいつております。この三つは一昨年から実施してありますので、できると思つてありますが、あとの結核は、今年政府におきまして、約一千万人にいたすことになつております。それから百日せきのワクチンは、いろいろ問題がありますので、ただいま普通のものにかえまして、一番いいものをつくるべく、ただいま製造中でございます。この製造によりまして実施していきたい、ご考慮をしております。

○有田委員 この法律は、われわれ立法府として法律をつくるわけでありまして、少くとも法律ができたとき、これに對して單にアメリカの状態をそのまま日本にもつてくるというふうなわけではいけません。日本は独特の立場があるのだから、特に敗戦後の日本の状態というものを、また過去における日本人の性質、また経済的な日本の立場というふうなものも十分考へて、そうしてお出しになつた法律について、この点はご考慮をどういふふうに変更したいと思つております。

改めなければならぬ。出した以上は必ず通さなければならぬものだというお考えは、私は当らないものと思つております。特に予防接種の問題につきましては、また將來出されるころの花柳病予防法につきましても、ある程度の人権を侵すというところは、私たちがはしかたがないと考へておるのであります。われわれは人権を十分尊重してやらないければならぬというふうに考へるべきであります。その予防接種の問題におきまして、その大した効果がないといふようなものにつきました。やらぬよりやつたがましだといふ程度のもので、ぜひ何とかまた別の方法でやつていただきたい。いやくも法律によつて人権を侵してまでやる、新憲法の精神を侵してまでやるという以上は、相当確信のある注射にしていただきたいのであつて、まだはつきり確信がもてないといふようなものについては御遠慮願ひたい、かように思つております。少くともここに出ている注射薬については、今、百日せきについてはまだ十分確信がないようなお話をありますが、もしも御確信がないようならば、第十三條は抹殺して、確信ができた來年度において、あるいは第三國會において一部改正法律案として上程するようにする。法律というものは一度できた永久にそれが変らないといふものじやなくして、國會ごとに、よいことがあればどんどん入れて、改正していただければよいことでありまして、この際ご考慮をさまされたいと思つて、あるいは現状が占領下だからつくるといふことであつてはいけません。もしも占領軍がお引揚げになつたあとに

おきましても、私どもは責任をもつてよい法律をつくるわけなのであります。から、この際大して必要がないと思つても、よろなもつては、むしろこの法律案のうちからおとりになる方がしかるべきものであると思つると同時に、立法府の私どもとしては、とるべきが至当だろ、かように思つております。必要なのは次の第三國會、あるいは臨時國會において上程すればよいと思つておる、少くともここに出ている一から十二まで、このもの予防接種がほんとうに効果的であるといふ確信があるが、これはまだ確信がないといふようなことも、併せて承りたいと思つております。

○濱野政府委員 御指摘の点、まつたく同感であります。またこれ以外にいろいろそういう問題があります。長く使われておりました赤痢菌のワクチンのごときは、さらに確信をもちませぬ。また一番國民病として多いものであります。こういうものは全部オミツトいたしまして、すでに二、三年來実施いたしましたのであります。私の説明不十分でありましたが、百日せきは現在あるのです。その検査その他における調査が、現在はずつきりましましたものを公布その他いたして、おられますので、それからB・O・Gと同じように、製造工程において若干の準備を要するもので、そういう意味で万全を期して、一年延期したのであります。これを準備のでき次第、速やかに実施していきたい、ご考慮をおる次第であります。さういふ御承知を願ひたいと思つております。

ういふことの起りませんに極力努力しますが、特異体質の人がまゝありますので、非常に努力し、もちろんその究明に努力いたしております。予防衛生研究所で極力いたしております。

それから今の注射のときであります、ときとよとよと間違えて、この間あたりガソリンをさしてしまつて手をつかりはらせましたので、これもすぐ私の方から行つております。地方新聞を見ておられますとよくそういうことがあります。そういう例があるとそれを全国の縣へ通知いたしました。そういう間違ひをするな、これは先生でなくとも係員がついびんを間違えて、購写版のガソリンのびんがワタチンのびんと同じまゝですから、それを持つていつたのですが、先生もうつかりしてさしや、そうしたらさう痛いと云うので、そんなに痛いわけはないと言つて見たら購写版のガソリンであつた。こういうようなことはよく保健所で監督いたしまして、間違ひがあれば早速縣へ注意して、そういうことを起さぬように努力しております。何か起りましたら御注意いただきまして、完全をいたしたいと思つて。

○田中(松)委員 さきにいろいろ資料をいたしておりましたが、あるいはその中にあるかと思つて、特にB・C・Gをやつたために、どういふ率でこういうよい結果が現われているといふような、そういう資料をいたしておつたでしょうか。

○濱野政府委員 中にはいつておりますが、一番私たちが強調したいことは、戦後人口一万に対して二八・幾つまで死亡者がありましたけれども、昨年は人口二万に対して二八・一で、十

人は結婚死亡が減りました。これはうれしきことでございますが、そのうち特にうれしきのは、戦争中特にB・C・Gを全国的に盛んにやつておつた関係に思ふのでありますが、その数は相当数になります。結核にかかつて一番死ぬ年齢の若いところがずつと減つた点であります。これは北海道の札幌、栃木縣、金沢あたり非常にやつて

いる。二十から三十ぐらいの結核で一番死ぬ年齢の人が助かりまして、だんだんと外國式に若い人の死ぬ数が少なくなつて老人において死ぬ。日本は青壯年期に死ぬのでありますが、その山がくつと減つてまいりました。お手もとにその数字は差上げてあります。要はB・C・Gをいたしまして、大体発病は二分の一、死亡は八分の一になるのであります。そういうふうな減り方を現実にしたしております。

○福田(昌)委員 第二條の二に、「予防接種を行う疾病は、左に掲げるものとする。」とありますが、これはどういふことを基準にしてお考えになつておられますか。

○濱野政府委員 お答えいたします。この予防接種を行う疾病は、先ほど田委員からも申し述べられましたように、いろいろな予防接種その他がございまして、その中で学術的にほんとうに根拠のあるものだけを特に選びまして、実施することにしたしております。

○福田(昌)委員 インフルエンザとか、ウイルス病というふうなものに對しましては、私どもの知り得る範囲におきましては、予防効果というふうなものはないかと思つて、要するに一分間

○福田(昌)委員 インフルエンザとか、ウイルス病というふうなものに對しましては、私どもの知り得る範囲におきましては、予防効果というふうなものはないかと思つて、要するに一分間

ざる場合におきましては、どういふことをお考えになつておられますか。

○濱野政府委員 インフルエンザ、ウイルス病でございますが、これは流行が起りましたときに、そのときの状況をとりまして、インフルエンザはいたしません。ウイルス病はすでにきまつておりますが、その地方に臨時的に行つてもりて臨時種痘の方に加えておきました。

○福田(昌)委員 こういう流行に備えての予防接種の薬品というものは、十分に用意があるのでございませぬか。

○濱野政府委員 ワイル病の方は大体ございませぬが、インフルエンザもそのときの禁忌を中心にしたしまして、ただちにできるだけの設備は御承知の通り相違ございませぬ。

○福田(昌)委員 予防接種の対象となる予防注射の種類、それに対する人員の總数の概要を御説明願ひます。

○金井説明員 痘毒の方が第一期種痘が二百七十万、第二期種痘が百九十二万、第三期種痘が百七十万、ツマデリヤの第一期に該当する者が二百六十万、第二期に該当する者が百九十万、第三期に該当する者が百七十万、陽バラの方ではいわゆる三回免疫をやります者が百九十四万、ブスタでやります者が百九十四万、そういう数字になつております。

○福田(昌)委員 これに従事するところの医師とか看護婦とかいふものに対する予定数はどうなつておられますか。

六人前後という数字で計算していきたいと思つております。

○福田(昌)委員 そういう予防接種をします場合に、おもに動員するのは保健所であると思つて、保健所の人員によつてそういうことができるのでありますか。

○濱野政府委員 保健所の職員だけでは足りないつもりでありまして、これは廣く開業のお医者様に御協力を願ふことにしております。

○福田(昌)委員 第十二條の二の項に「腸チフス又はパラチフスの予防接種を行うときは、あらかじめその予防接種に対する禁忌徴候の有無について健康診察を行ななければならぬ。」といふことがありますが、どの程度の健康診察をするのでありますか。

○濱野政府委員 これは御承知の通り、一應本人から病氣があるといふことを言つてもらうことを、事前によくお願いしておきます。同時に医者には、初めての人については問診以外に、一應診察もしてもらつてもりてあります。そして病氣があらますれば、その人に証明書を出していただいて、あと永久にできない人は永久に、またその年だけでいい人は若干延期してやつていく、こういう式でやつていきたいと思つております。

○福田(昌)委員 腸チフスやパラチフスの予防注射にあたりましては、これは禁忌症候としていろいろな疾病があげられるかと思つて、そういうものは患者が自覚しておる場合と、あるいは慢性になつていて、それほど重症と認めていない患者もあると思つて、患者の言葉をまつてそういう健康診察をするといふことは、これは片手

落ちであらうと思つて、ですからこの禁忌症候の有無を調べるための健康診断といふものを、まず前処置としてしなければならぬのではないかと思つて、そういうことに対するお考えを承りたいと思つて。

○濱野政府委員 まつたく同感でございます。私がお申ししたのは、会場の入口でそういう病氣のある人は前もつて言つてくれといふことで、一應お願いしておきました。同時に先ほど申しましたように、問診もし、聴診もしやつていきたいと思つて。

○福田(昌)委員 私の質問は一應これで打ち切ります。

○山崎委員 本法案につきましては、質疑を打ち切りたいと存じますが、御異議ありませんか。

○山崎委員 御異議なければ、予防接種法案の質疑を打ち切ります。

○山崎委員 次に参議院提出優生保護法案を日程に追加しまして、議題に供したいと思つて、御異議ありませんか。

○山崎委員 御異議なければ、本法案を議題といたします。審議に先立ちまして、谷口参議院議員より提案理由の説明を聴取いたしたいと存じます。

優生保護法案

右成規により発議する。

昭和二十三年六月十二日

発議者

谷口彌三郎 竹中 七郎
中山 壽彦 藤森 眞治

参議院議長松平恒雄殿

優生保護法

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう。

2 この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保護することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出することをいう。

第二章 優生手術

(任意の優生手術)

第三條 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様にある者を含む。以下同じ。)があるときはその同意を得て、任意に、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。

一 本人又は配偶者が遺傳性精神変質症、遺傳性病的性格、遺傳性身体疾患又は遺傳性畸形を有しているもの

二、本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺傳性精神病、遺傳性精神薄弱、遺傳性精神変質症、遺傳性病的性格、遺傳性身体疾患又は遺傳性畸形を有し、且つ、子孫にこれが遺傳する虞れのあるもの

三 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが傳染する虞れのあるもの

四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの

五 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの

2 前項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

(強制優生手術の審査の申請)

第四條 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹つて、これを確認した場合において、その者に對し、その疾患の遺傳を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、前條の同意を得なくとも、都道府県優生保護委員会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。

(優生手術の審査)

第五條 都道府県優生保護委員会(以下「委員会」といふ)は、前條の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知するとともに、同條に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

2 都道府県優生保護委員会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請者、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。

(再審査の申請)

第六條 前條第一項の規定によつて、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同條同項の通知を受けた日から二週間以内、中央優生保護委員会に對して、その再審査を申請することができる。

2 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権者、後見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。

(優生手術の再審査)

第七條 中央優生保護委員会は、前條の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、再審査の申請者、優生手術を受くべき者、都道府県優生保護委員会及び手術を行うべき医師に通知する。

(審査に関する意見の申述)

第八條 第四條の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府県優生保護委員会又は中央優生保護委員会に對し、第五條第一項の

審査又は前條の再審査に関して、事実又は意見を述べることができ

(訴の提起)

第九條 中央優生保護委員会の決定に對して不服のある者は、第七條の通知を受けた日から一箇月以内に訴を提起することができる。

(優生手術の実施)

第十條 優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、第五條第二項の医師が、優生手術を行う。

(費用の國庫負担)

第十一條 前條の規定によつて行つた優生手術に関する費用は、政令の定めるところによつて、國庫の負担とする。

第三章 母性保護

(任意の人工妊娠中絶)

第十二條 都道府県の区域を單位として設立せられた社団法人たる医師会の指定する医師(以下指定医師という。)は、第三條第一項第一号から第四号の一に該当する者に對して、本人及び配偶者の同意を得て、任意に、人工妊娠中絶を行うことができる。

2 前項の同意には、第三條第二項の規定を準用する。

(人工妊娠中絶の審査の申請)

第十三條 指定医師は、左の各号の一に該当する者に對して、人工妊娠中絶を行うことが母性保護上必要であると認めるときは、本人及び配偶者の同意を得て、地区優生保護委員会に對し、人工妊娠中絶

を行うことの適否に関する審査を、申請することができる。

一 別表中第一号又は第二号に掲げる疾患に罹つてゐるもの

二 分娩後一年以内の期間に更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの

三 現に数人の子を有している者が更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの

四 暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若しくは拒絶することのできない間に姦淫されて、妊娠したものの

2 前項の申請には、同項第一号から第三号の場合にあつては他の医師の意見書を、同項第四号の場合にあつては民生委員の意見書を添えることを要する。

(人工妊娠中絶の審査)

第十四條 地区優生保護委員会は、前條第一項の規定による申請を受けたときは、命令の定める期間内に、同條第一項に規定する要件を具えているかどうか及び未成年者についてはその同意が他から強制されたものでないかどうかを審査の上、人工妊娠中絶を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者に通知する。

(人工妊娠中絶の実施)
第十五條 指定医師は、前條の決定に従い、人工妊娠中絶を行うことができる。

第四章 優生保護委員会

(優生保護委員会)
第十六條 優生手術及び人工妊娠中絶に関する審査その他この法律で定める優生保護上必要な事項を処理するため、優生保護委員会を置く。

(種類と権限)
第十七條 優生保護委員会は、中央優生保護委員会、都道府縣優生保護委員会及び地区優生保護委員会とする。

2 中央優生保護委員会は、厚生大臣の監督に属し、主として優生手術に関する審査の再審査を行う外、この法律で定める優生保護上必要な事項を処理する。

3 都道府縣優生保護委員会は、都道府縣ごとにこれを置き、都道府縣知事の監督に属し、優生手術に関する審査の審査を行う。

4 地区優生保護委員会は、保健所の区域ごとにこれを置き、都道府縣知事の監督に属し、人工妊娠中絶に関する審査を行う。

(構成)
第十八條 中央優生保護委員会は委員三十人以内で、都道府縣優生保護委員会は委員十人以内で、地区優生保護委員会は委員五人以内で、これを組織する。

2 各優生保護委員会において、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政の官吏又は吏員その他学識経験ある者の中から、中央優生保護委員会にあつては厚生大臣が、都道府縣優生保護委員会及び地区優生保護委員会にあつては都道府縣知事が、それぞれ、これを命ずる。

4 各優生保護委員会に、委員の互選による委員長一人を置く。

(委任事項)

第十九條 この法律で定めるものの外、委員の任期、委員長の職務その他優生保護委員会の運営に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第五章 優生結婚相談所

(優生結婚相談所)
第二十條 優生保護の見地から結婚の相談に應ずるとともに、遺傳その他優生保護上必要な知識の普及向上を図つて、不良な子孫の出生を防止するため、優生結婚相談所を設置する。

(配置)
第二十一條 優生結婚相談所は、都道府縣に少くとも一箇所以上、これを設置する。

2 優生結婚相談所は、保健所にこれを附置することができる。

(設置の認可)
第二十二條 國以外の者は、優生結婚相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならない。

2 前項の優生結婚相談所は、厚生大臣の定める基準によつて医師をおき、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。

(名称の独占)
第二十三條 この法律による優生結婚相談所でないならば、その名称中に、優生結婚相談所たることを示す文字を用いてはならない。

(委任事項)

第二十四條 この法律で定めるものの外、優生結婚相談所に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章 届出、禁止その他

(届出)
第二十五條 医師又は指定医師は、第三條第一項、第十條又は第十五條の規定によつて優生手術又は人工妊娠中絶を行った場合は、その日から三日以内に、その旨を、理由を記して、都道府縣知事に届け出なければならない。

(通知)
第二十六條 優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に対して、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。

(秘密の保持)
第二十七條 優生保護委員会の委員及び臨時委員、優生手術若しくは人工妊娠中絶の審査若しくは施行の事務に従事した公務員又は優生結婚相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(禁止)
第二十八條 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、優生手術を行つてはならない。

第七章 罰則
(第二十二條違反)
第二十九條 第二十二條の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生結婚相談所を開設したものは、これを五千円以下の罰金に処する。

(第二十三條違反)

第三十條 第二十三條の規定に違反して、優生結婚相談所たることを示す名称を用いた者は、これを千円以下の過料に処する。

(第二十五條違反)

第三十一條 第二十五條の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。

(第二十七條違反)
第三十二條 第二十七條の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(第二十八條違反)
第三十三條 第二十八條の規定に違反して、優生手術を行つた者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、三年以下の懲役に処する。

附則
(施行期日)
第三十四條 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から、これを施行する。

(関係法律の廃止)
第三十五條 國民優生法(昭和十五年法律第七号)は、これを廃止する。

(罰則規定の効力の存続)
第三十六條 この法律施行前になした違反行為に対する罰則の適用については、前條の法律は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

(届出の特例)

第三十七條 第二十五條の規定は、昭和二十一年厚生省令第四十二号(死産の届出に関する規程)の規定による届出をした場合は、その範囲内で、これを適用しない。

別表

一 遺傳性精神病
精神分裂病
躁鬱病
眞性癲癇

二 遺傳性精神薄弱
白痴
痴愚
魯鈍

三 強度且つ悪質な遺傳性精神障害症
著しい性慾異常

四 強度且つ悪質な遺傳性病的性格
分裂病質
循環病質
癲癇病質

五 強度且つ悪質な遺傳性身体疾患
遺傳性進行性舞踏病
遺傳性骨髄性運動失調症
遺傳性小脳性運動失調症
筋萎縮性側索硬化症
脊髄性進行性筋萎縮症
神経性進行性筋萎縮症
進行性筋性筋萎縮症

筋緊張病

筋緊張性頭痛

遺傳性震顫症

家族性小児四肢麻痺

痙攣性脊髄痙攣

強直性筋萎縮症

先天性筋緊張消失症

先天性軟骨發育障礙

多発性軟骨性外骨腫

白兒

魚鱗癬

多発性軟性神経纖維腫

結節性硬化症

色素性乾皮症

先天性表皮水泡症

先天性ホルマリン尿症

先天性手足足趾角化症

遺傳性網膜色素萎縮

網膜色素変性

黄斑部変性

網膜膠腫

先天性白内障

全色盲

牛眼

黒内障性白痴

先天性眼珠震盪

青色鞏膜

先天性聾

遺傳性難聴

血友病

強度な遺傳性畸形

裂手、裂足

指趾部分的肥大症

顔面披裂

先天性無眼球症

嚔性脊髄披裂

先天性骨欠損症

先天性四肢欠損症

小頭症

その他厚生大臣の指定するもの

○谷口彌三郎君 提案の理由を簡単に申し上げます。実はこの案は衆議院、参議院議員十名の共同提案でありまして、前回までには福田委員から提案理由を説明しているのをご存じです。従つて院議によりまして、参議院が先議になつた結果、ここにさらに提案理由を申し上げるのでございますから、ごく簡単に申し上げます。

提案の理由といたしましては、私どもが特に考えましたことは、昭和十六年、すなわち戦争中において國民優生法なるものができましたが、その優生法なるものは、いわゆる遺傳性の疾患をもつておる悪質者の出生を減少するというのが目的であつたのでございますけれども、それは任意断種のために目的を達しておらぬのでございます。なお戦時中におきましては母性を犠牲にいたしました、健康などは問題にせず、母性に対しましては出生増加を第一の主眼点に置いたのでございますけれども、新憲法のもとにおきましては、人權尊重の意味から申しまして、母性の健康を保護するといふことがきわめて必要であると思ひまして、

それにはある程度の人工妊娠中絶なども拡張いたしまして、母性保護の方面に向けなければならぬと存じておるのであります。従つてかかる方面を適正にいたしますために、この法案三十七章のうちにおきまして、あるいは任意断種の方面とか、強制断種、または妊娠人工中絶などの項目がございまして、それに対しては三種の優生保護委員会を置きまして、それらそれぞれを審査するようにならしておるのでござ

います。なお各地に優生結婚相談所なるものを置きまして、そうして優生の見地からなるべく不良の子孫の出生を防止しますように、またある場合には受胎制限などにつきましても、その方面から知識を一般の國民に普及したいというように存じておるのでございませぬ。時間がありませんので、簡単に今度提案いたしております優生保護法案の大体を申し上げておきました。なお詳しいことはまた質疑の場合に答弁をいたしたいと思います。

○山崎委員長 残余の日程は次会に延期いたします。次会は明二十八日午前十一時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時三十五分散会